

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年2月19日（平成28年（行情）諮問第165号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第439号）

事件名：特定団体が特定自動車道（特定区間）の「ルート内の公人土地問題」を内容証明等で知らせた件に関する討議に係る文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年9月16日付け国関整総情第1263号-1により関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

開示する行政文書の名称（行政文書名）ルート内の公人土地問題資料とし、X市の活用検討委員会の資料が送ってきたが、これは市で話された内容で国土交通省内部の議事録ではない。それとこの内容は委員会のメンバーの土地問題であり、市長や県議の話ではない。

私は、内容証明を国土交通省、大臣などに送っている。

国民がルート内にある市長の土地について問題にしているのに、話し合いの議事録がないのはおかしすぎる。

理由の「なし」とはどのような事なのか？

(2) 意見書

審査請求人から平成28年4月17日付け（同月19日受付）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない

旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、本件請求文書の開示を求めたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対し、本件対象文書は本件請求文書に該当する文書ではなく、また、本件請求文書を保有しているはずであると主張する旨の審査請求を提起した。

2 中部横断自動車道について

中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点に、山梨県甲斐市を經由して長野県小諸市に至る延長132kmの高速自動車国道である。

当該道路は、新東名高速道路をはじめ、中央自動車道、上信越自動車道と接続されることで、太平洋側と日本海側の連携・交流が強化され、広域的なネットワークによる物流体系の確立や、広域的観光ゾーンの開発・支援等に寄与するものと期待されている。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、中部横断自動車道のルート帯内にX市中部横断自動車道活用検討委員会（以下「検討委員会」という。）の委員であるX市観光協会会長及びX市商工会会長の所有する土地や建物が存在していることに関するX市としての見解が記載された文書である。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、本件対象文書は本件請求文書に該当するものではなく、また、本件請求文書に該当する文書を保有しているはずである旨を主張していることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

- (1) 本件開示請求書及び審査請求書によれば、審査請求人は中部横断自動車道のルート上における公人土地問題に関して国土交通省内部で議論した内容を記録した議事録などの文書の開示を求めている。
- (2) そこで、処分庁に対し、原処分における文書特定の考え方を確認したところ、ルート帯を検討するにあたっては、ルート内の土地の所有者については検討項目としないため、ルート内の土地所有者を把握することではなく、問題となることはないため、議論は行われておらず、よって議事録等は作成・保有していなかったが、公人である検討委員会委員のX市観光協会会長及びX市商工会会長が保有する土地が存在する件についてのX市における見解が記載された文書を保有していたため、原処分において、本件対象文書を特定したとのことであった。
- (3) 本件開示請求書及び審査請求書の文言に「内容証明、配達証明」の文

言があることから、諮問庁から処分庁に確認したところ、中部横断自動車道のルート上において公人の土地があることに関し、審査請求人が代表を務める団体から特定河川国道事務所長，同事務所計画課長，関東地方整備局長及び国土交通大臣（以下，第3において「国土交通大臣等」という。）に対し11通の内容証明郵便が配達されていることを確認した。

(4) 諮問庁は，上記国土交通大臣等あての郵便の内容をそれぞれ精査したところ，審査請求人は公人としてX市長及び検討委員会の委員でありX市観光協会会長を務める山梨県議会議員，同じく同委員会の委員であるX市商工会会長等を掲げており，処分庁の考える公人と同一であることから，X市観光協会会長及びX市商工会会長について記載のある本件対象文書を特定した原処分は妥当であると考ええる。

(5) 本件対象文書の外に，本件請求文書に該当する文書を保有していないとする処分庁の説明についても，国土交通省内部においてルート内の土地所有者に関する議論が特段行われていない以上，不自然・不合理な点はなく，これを覆す特段の事情も認められない。

(6) 念のため，本件審査請求を受け，処分庁に対し，本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているか確認するため，担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが，本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(7) 以上のことから，原処分において本件対象文書を特定したことは妥当であると考ええる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも上記判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから，諮問庁としては，本件対象文書を特定し，その全部を開示した原処分は妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年2月19日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月19日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年7月20日 | 審議 |
| ⑤ | 同年8月29日 | 審議 |
| ⑥ | 同年10月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、「ルート内の公人土地問題資料」（本件対象文書）を特定して開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書はX市の資料であって審査請求人が開示を求める国土交通省内部の議事録ではないなどと主張して、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に本件対象文書の特定の経緯について改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 中部横断自動車道（特定区間）では、計画段階評価方式により事業が進められている。計画段階評価とは、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階において実施しており、また、評価に当たっては、地域の課題や達成すべき目標、地域の意見を踏まえ、複数案の比較・評価を行うとともに、事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証する取組である。中部横断自動車道（特定区間）においては、関東地方整備局に設置される地方小委員会において審議が行われている。具体的には、地域の課題・目標、対策案を審議し、その妥当性について、沿線住民や道路利用者、地元自治体・経済界等にアンケートや意見聴取を行い（コミュニケーション活動）、地方小委員会においてその結果を報告し更なる課題の議論、対策案の審議を行うものである。

イ ルート帯とは、新たに高速道路を整備する際の概ねの範囲の幅を持たせた帯状のルートであり、ワーキンググループにおいて特定地区を通るルート帯であるA案・特定地区を通りつつ、よりアクセス性に配慮したB案の2案について土地利用、環境・景観、特定地区へのアクセス性、コスト縮減などを配慮して検討が行われ、B案が適当であるとの検討結果が取りまとめられ、その結果を基に平成26年度第2回の関東地方小委員会でルート帯案を決定、平成27年4月、国土交通省道路局において計画段階評価の対応方針を決定したものである。

なお、詳細なルート幅については現時点では未確定であり、今後検討を進めていく予定である。

ウ ルート帯を検討するに当たっては、ルート帯内の土地の所有者については検討項目としていないため、ルート帯内の土地所有者を把握することはなく、問題となることはないため議論は行われておらず、国土交通省内部において議事録等は作成・保有していない。

エ ただし、審査請求人が特定日付内容証明等文書で「公人」と主張

する検討委員会委員であるX市観光協会会長（県議会議長を兼ねる。）及びX市商工会長が所有する土地が所在する件についてのX市における見解が記載された文書をX市が平成25年10月頃に作成し、同時期に特定河川国道事務所がX市ホームページから情報収集したものを保有していたため、原処分において本件対象文書として特定した。

審査請求人が当該文書において上記2名以外に「公人」と主張するのはX市長であるが、同市長が保有する土地に関する資料については、処分庁において特段保有していない。

オ なお、審査請求人は、「国民が市長の土地について問題にしているのに、話合いの議事録がないのはおかしすぎる。」と主張しているが、当該内容証明等文書が到着したときは、上司及び担当者間で口頭による報告を行ったのみで、当該文書に対しての会議や打合せ等は行っておらず、議事録等は作成・保有していない。

カ 念のため、本件審査請求を受け、処分庁に対し、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているか確認するため、担当部署の執務室や書庫等を入念に探索させたが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件開示請求は、国土交通省内部の議事録等の開示を求めるものであるから、X市ホームページから入手した本件対象文書を特定する必要があったのか疑問はあるものの、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする上記諮問庁の説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

よって、関東地方整備局において本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、関東地方整備局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

特定団体 Y が中部横断自動車道（特定区間）のルート内の公人土地問題を内容証明と配達証明でお知らせした件に対して討議された，国土交通省内部の議事録など書類の全ての文

2 本件対象文書

ルート内の公人土地問題資料